

# デイサービスセンター ほがらか 〈運営規程〉

## (指定通所介護事業・指定1日型デイサービス事業)

### 第1条 (事業の目的)

有限会社セカンドが開設するデイサービスセンターほがらか（以下「事業所」という）が行う指定通所介護事業及び指定1日型デイサービス事業（以下「事業」という）は、居宅において要介護状態又は要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な通所介護及び1日型デイサービスを提供することを目的とする。

### 第2条 (運営の方針)

- 1 事業所の指定通所介護（以下「通所介護」という）及び指定1日型デイサービス（以下「通所介護」という）事業従業者は、要介護者（要支援者）又は事業対象者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持回復並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 前2項のほか、「広島市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の基準に関する要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### 第3条 (事業所の名称及び所在地)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンター ほがらか
- (2) 所在地 広島市佐伯区五日市七丁目14番10号

### 第4条 (従業者の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 サービス提供時間を通じて1名以上  
生活相談員は、事業所に対する指定通所介護及び指定1日型デイサービスの利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るための適切な相談・援助等を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画及び1日型デイサービス計画の作成等を行う。
- (3) 介護職員 単位ごとに、サービス提供時間を通じて、利用者数が15人までの場合には1人以上、15人を超える場合には15人を超える部分の数を5で割って得た数

に1を加えた数以上

介護職員は、通所介護計画及び1日型デイサービス計画等に基づき、必要な日常生活上の支援及び介護、機能訓練を行う。

(4) 看護職員 単位ごとに1人以上

看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

(5) 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練、訓練指導及び助言を行う。

※ 生活相談員又は介護職員のうち1人は、常勤者。

### 第5条（営業日及び営業時間等）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、8月13日から8月16日、及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 8時00分から17時30分までとする。

(3) サービス提供時間

①通所介護 8時50分から16時10分までとする。

延長サービス可能時間帯 提供前 8時00分～ 8時50分

提供後 16時10分～18時10分

②1日型デイサービス 8時50分から16時10分までとする。

### 第6条（通所介護・1日型デイサービスの利用定員）

通所介護の利用定員は、1日型デイサービス事業も含めて、40人とする。

### 第7条（通所介護・1日型デイサービスの内容）

通所介護及び1日型デイサービス事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 送迎 (2) 健康チェック (3) 食事サービス

(4) 入浴サービス (5) 生活指導 (6) 個別機能訓練

(7) 口腔機能向上訓練 (8) 日常動作訓練 (9) レクリエーション

### 第8条（利用料その他の費用の額）

1 通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 1日型デイサービスを提供した場合の利用料の額は広島市長が定める基準によるものとし、当該1日型デイサービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 3 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。
- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名捺印を受けることとする。

#### 第9条（通常の事業の実施地域）

事業所の通常の事業の実施地域は、広島市佐伯区（湯来町を除く）、西区（井口・草津・庚午）、廿日市市（大野・宮島町・佐伯・吉和を除く）の区域とする。

#### 第10条（衛生管理等）

- 1 事業所は利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

#### 第11条（サービス利用に当たっての留意事項）

利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 食費として別途600円（昼食）、600円（夕食おかず）、50円（夕食ごはん）を徴収します。
- (2) 洗濯代は1回につき100円を徴収します。
- (3) おむつ代は1枚につき100円を徴収します。
- (4) 上記以外の自費サービスについては、別紙「自費サービス同意書」に記載のとおりとします。
- (5) 多額の現金や貴重品等は持参しないこと。
- (6) サンドル等、転倒しやすい履物は使用しないこと。
- (7) 体調等に変化がある時は事前に申し出ること。

#### 第12条（緊急時等における対応方法）

通所介護及び1日型デイサービス事業従業者は、通所介護及び1日型デイサービスを実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡、相談する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

#### 第13条（非常災害対策）

事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- (1) 非常災害が発生した場合、職員は利用者の救出等適切な措置を講ずる。
- (2) また、管理者は日常的に具体的な対処法、避難経路及び協力機関などとの連絡方法を確認し、

災害時には避難などの指揮をとる。

#### 第14条（事故発生時の対応）

- 1 事業者は、利用者に対する通所介護及び1日型デイサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、該当利用者の家族、該当利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 2 事業者は事故の状況及び事故に際してとった措置に対して記録する。
- 3 事業者は、利用者に対する通所介護及び1日型デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

#### 第15条（苦情及び相談に対する体制）

- 1 事業所は、提供した通所介護及び1日型デイサービスに係る利用者からの苦情に迅速且つ適切に対応するために、苦情を受けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した通所介護及び1日型デイサービスに関し、介護保険法23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出に応じるとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、該当指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### 第16条（秘密保持）

- 1 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

#### 第17条（利用者の虐待の防止のための措置）

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
  - (1) 委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### 第18条（その他の運営に関する重要事項）

- 1 事業所は、通所介護及び1日型デイサービス従業者の資質向上を図るため、次のように研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
  - (1)採用時研修 採用後3カ月以内
  - (2)継続研修 年2回以上随時行う

2 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、有限会社セカンドと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成 13年 2月 1日 から施行する。

平成14年 2月25日	一部変更	平成14年 6月15日	一部変更
平成15年12月 1日	一部変更	平成16年 2月 1日	一部変更
平成16年 6月15日	一部変更	平成17年10月 1日	一部変更
平成18年 4月 1日	一部変更	平成20年 5月 8日	一部変更
平成20年11月16日	一部変更	平成22年 5月 1日	一部変更
平成22年11月 1日	一部変更	平成23年11月10日	一部変更
平成24年 4月 1日	一部変更	平成24年 5月21日	一部変更
平成26年 3月17日	一部変更	平成26年 7月 1日	一部変更
平成26年12月 5日	一部変更	平成27年 4月 1日	一部変更
平成27年 5月 1日	一部変更	平成28年 2月 1日	一部変更
平成29年10月 1日	一部変更	平成30年 4月 1日	一部変更
平成30年 6月 1日	一部変更	平成30年 9月 1日	一部変更
令和 2年10月 1日	一部変更	令和 3年 6月 1日	一部変更
令和 5年 6月 1日	一部変更	令和 7年 4月24日	一部変更
令和 7年 6月 1日	一部変更		